

令和 7年 3月 4日 議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第4号

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町条例第4号

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐用町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、地域手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条の2 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第17条第4項中「得た額」を「得た額に、当該額に給与条例第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。